

# 家庭ごみ有料指定袋の減免申請受け付けが始まります

下表の要件を満たす人を対象に、8月～令和9年7月分の有料指定ごみ袋を配布します。 環境事業課 ☎086-803-1297、1298

## 期間

8月3日(月)～

## 申請・配布場所

下表参照

※8月3日(月)～21日(金) (土・日曜、祝日除く)は環境事業課分は市役所1階多目的ルームで配布。

## 袋の種類

小袋 (20ℓ)

※同枚数の特小袋 (10ℓ) への交換可能。



## 配布枚数

申請月～令和9年7月末までの月数に応じた枚数

## 重複申請

原則、重複して申請はできません。

ただし、要件(1)～(3)のいずれかと、要件(4)(5)のいずれかが組み合わせは重複申請可能。

## ◆注意点

- ・低所得世帯は、申請後に結果を通知します。該当する場合は通知書を持参してください。
- ・代理申請は可能です(低所得世帯を除く)。
- ・建部地区の人は建部支所で申請してください。

## ◆2歳未満の乳幼児も減免対象です

詳細はHPをご確認ください。

(出生時・転入時に交付を受けている人は対象外)



詳細はこちら

要件	最高配布枚数	申請受付場所	持参が必要なもの
<b>(1) 重度の障害者</b> ●身体障害者手帳1級または2級の所持者で在宅の人 ●療育手帳Aの所持者で在宅の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の所持者で在宅の人	100枚	●環境事業課 ●各区役所ごみ対策班、各支所・地域センター・福祉事務所	<本人の場合> ●有効な手帳 <代理人の場合> ●対象者本人の有効な手帳 ●代理人の本人確認書類
<b>(2) 生活保護世帯</b>	<単身世帯> 70枚 <2人以上世帯> 150枚	管轄の福祉事務所 ※御津・灘崎・瀬戸・建部支所管内は別途お知らせします。	
<b>(3) 低所得世帯</b> 市が定めた基準(生活保護基準相当額×1.05)より低所得の世帯 ※世帯人員、年齢、家賃額などで異なるため、詳細はお問い合わせください。	<単身世帯> 70枚 <2人以上世帯> 150枚	●環境事業課 ●各区役所ごみ対策班、各支所・地域センター・福祉事務所	●世帯全員の前年中の収入状況を確認できる書類(源泉徴収票、確定申告書(控)、年金支払通知書、雇用保険受給資格者証など)※収入がない場合は所得証明書など ●家賃などを必要とする世帯については、家賃が分かるもの(賃貸契約書など)
<b>(4) 障害者で紙おむつの支給を受けている人</b> 岡山市障害者日常生活用具給付事業に基づき紙おむつの支給を受けている人	150枚	●管轄の福祉事務所 ●各支所	<代理人の場合> ●代理人の本人確認書類
<b>(5) 要介護者</b> ●介護保険法で規定する要介護4または5で在宅の人 ●介護保険法で規定する要介護3で紙おむつを使用している在宅の人	150枚	●環境事業課 ●各区役所ごみ対策班、各支所・地域センター・福祉事務所	<本人の場合> ●有効な介護保険証 <代理人の場合> ●対象者本人の有効な介護保険証 ●代理人の本人確認書類 <要介護3の場合> ●紙おむつを使用していることが確認できる書類(レシートなど)

## 低所得世帯の基準例

※カッコ内は世帯員の年齢

世帯状況	基準月額
高齢単身世帯(68歳)	78,068円および家賃(上限あり)
高齢2人世帯(78歳と72歳)	119,627円および家賃(上限あり)
子どものいる世帯(33歳と29歳と4歳)	157,437円および家賃(上限あり)